

## 平成30年度各部の重点取組

部(局)名	公平委員会事務局
部(局)長名	服部 高佳

### 【基本姿勢】

公平委員会は、地方公務員の労働基本権が制限されている代償として、中立的な立場で職員の利益の保護と公正な人事権の行使を保障するために設けられています。職員の不利益処分についての審査請求や勤務条件に関する措置要求に対する審査などが適正に実施されるためにも、円滑な委員会運営にむけ、事務局としての調整機能等を十分に発揮するよう努めます。

### 【重点課題】

1	公平審査の適正かつ円滑な実施
---	----------------

【重点課題1】

公平審査の適正かつ円滑な実施

(1) 目指すべき方向（中期的な目標）

職員の利益の保護と公正な人事権の行使を保障します。

(2) 今年度の目標

ア 活動目標

- |   |   |
|---|---|
| ① | 職員の不利益処分についての審査請求や勤務条件に関する措置要求などの審査にあたり、事務局として委員を補助し、適正に事務を執行します。 |
| ② | 公平委員会連合会主催の事務研究会等に参加し、公平委員会業務に必要な知識の習得に努めます。                      |

イ 達成目標

- |   |                            |
|---|----------------------------|
| ① | 公平委員会を適正かつ円滑に運営し、審査を実施します。 |
| ② | 公平委員会業務に関する知識を向上させます。      |

	事業名	所管室・課
ア	公平委員会運営事業	公平委員会事務局